

タイの小、中、高校の性教育の義務化と内容構成



- 2008年の「基礎教育コアカリキュラム」(Basic Education Core Curriculum 2008)では、保健体育に焦点化して性教育に関しても言及し、6領域を性教育の構成要素としてあげている。①人間の性的発達 ②性的健康 ③性行動 ④関係性 ⑤個人の価値、態度、スキル ⑥社会、文化、人権

これらをかばるセクシュアリティについての学びを保障する教育が性教育だと言う(ユネスコ等の提唱する包括的性教育・CSEはセクシュアリティを8領域から捉え、発達段階ごとに学習目標を設定しているものだが、これをタイ風にアレンジ)。→CSEについては第3回講座を参照

- 2016年の“Act for Prevention and Solution of Adolescent Pregnancy Problem”の法律で、全ての学校に性教育が義務付けられた。

高校では3年間のうち、1学期間に18～20時間の性教育(年間36～40)が期待される。

タイの小、中、高の保健体育科教科書から

小学校1、2、3年『けんこうをあいする』(国定)中学校1、2年『保健教育と体育教育』(検定)高等学校1年、『保健教育と体育教育』(検定)

- 小学校段階では、典型的な性別役割分業を前提にした家族像が登場。3年生では性的暴行への対処、危険回避のための注意喚起がなされている。
- 中学・高校とも学齢期のセックスは適切ではないという立場から、その理由を具体的な事例をあげて、生徒たちに考えさせようとしている。
- 異性との交際を禁止しているわけではないとして、節度ある交際を求め、性的欲求は自然の事と説明し、危険回避の為に他の活動やマスターベーションの利用をあげる。
- 中高とも、避妊や性感染症予防のためのコンドーム使用について触れているが、避妊の詳しい説明やスキルについては取り上げず、積極的にセーフセックスを推奨しているわけではない。ただ、中学校でも教科書に書かれている点は、日本と異なる。
- 多様な性やエイズについて詳しく取り上げ、説明している。
- ジェンダー平等と言う点では、日本と同様、男性中心社会であるが2005年に選択的夫婦別姓制度が成立し、教科書でもこの法律について討議することが提起されている。

小1年かぞくとわたし



3年 セクシュアルハラスメント予防のために守るべきこと



中2 知っておきたい性教育 (性感染症以外は文字だけ)



高1 快適な生 「男性と女性は違う: 考えの至らないセックスに対して」



南アジアに位置するタイは、90年代以降、エイズ撲滅運動などで成果をあげ、エイズ予防教育としての性教育でも一定の成果を収めている国です。2008年の「基礎教育コアカリキュラム」では、性教育は人間の生活とHIV予防のためにも重要ということで、先に述べた6領域を含むセクシュアリティについての学びと教育の過程が性教育だとしています。タイ風のCSEの策定には、教育省と30年以上活動してきた国際NGOのPATH Organization(2013年にPath2health Foundationに改称)との連携・協力があります。

エイズ撲滅運動のために世界基金のグローバルファンドから予算を得ているタイの15団体のうち、学校教育に関する事業を担当しているのが Path2health Foundation です。現在、この団体は「性教育に関する教員へのオンライン指導」や「性教育テキストの作成と配布」を行っています。2018年には、中1～3、高1～3の教師用手引書と中1～3の生徒用テキストは作成が終わっており、高校の分は保健の教科書を作成予定でした。テキストは Path2health の性教育プロジェクトに参加している学校へ無料で配布していますが、中高合わせて、3万校ほどの学校のうち参加しているのは約5500校です。小学校向けのCSEプロジェクトは2016年から始めたばかりでまだ、2018年現在、50校ほどの参加です。

2016年制定の法律で全ての学校に性教育が義務付けられるまでは、職業高校では3年間のうち18時間の性教育が必修でしたが、普通高校の性教育は必修となっていませんでした。ですから、CSEを追加科目として独立しておく学校もありましたが、保健の教科でCSEのある一部を教えるだけという学校も多かったのです。教育省はこれまで、CSEを独立の教科として、教育課程に位置づけようと考えていたのですが、そのためには、教員研修、養成が急務だと知り、教員のオンライン研修を強化すると共に、保健の教科内で教えることも模索し始めています¹⁾。性教育のエキスパートと言われる教師はまだ、10人ほどです²⁾。

また、その内容にジェンダー平等視点を盛り込むのに、大きな影響を与えたのは、女性の地位向上協会（APSW -Association for the Promotion of the Status of Women）というNGOです。ここは、レイプやDVから逃れてきた母子を助けるシェルター事業、女性教育・訓練センター事業、Hostel 運営、ジェンダーと開発研究所による調査研究と政策提言活動などをすすめており、女性クリニック、乳児院、保育園なども併設されています。

2018年時点では、タイ女性の最大の課題は家庭内暴力だということでした。バンコク周辺で20年前に調査したときのインタビューでは、夫やパートナーからDVを受けたと答えた女性は33%でしたが、今は44%と増加しているとのこと。2015年に男女平等法（Gender Equality Act）が制定され、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス・ジェンダーの頭文字。同性愛、両性愛、性同一性障がいなどの多様な性的指向や性別違和を持つ人々）を含むジェンダーとセックスの違いによる差別の禁止と平等の権利の保障が謳われました。しかし、今でも夫は妻を縛りつけようとするし、テレビなどのメディアも旧来の男尊女卑的な傾向を助長しており、国会議員に占める女性比率も日本（14.40%）とほぼ同じ、14.30%と低く、世界の女性国会議員比率順では日本は147位、タイは148位という状況です。それでも、タイでは選択的夫婦別姓制度は2005年に成立しています。

保健の教科書では中高共に学齢期のセックスは適切ではないという立場から、軽率な行動の結果、その後の進路にどのような不利益があるか、さまざまな事例を繰り返しあげ、節度ある行動を取るよう呼びかけています。しかし、中学校でも性交や避妊などについて、事実を教えることを禁止しているわけではなく、妊娠や性感染症を防ぐためにはコンドームが有効であるとも記載しています。

また、仏教国のタイの教科書には、道徳的とも言える部分があり、誘いに対する拒否の仕

方も、相手との関係を維持しながら、拒否と思わせない断り方を練習させる等がみられます。性の多様性についても認めており、2016年にユニセフの支援を受けて、教育省が実施した中高生対象の包括的性教育調査³⁾の対象者の属性には、地域、性別 (Birth sex)、ジェンダー/性自認 (Gender/sexual identity) の区分があり、後者は男性、女性のほかに、11の異なるカテゴリーとその他で、14にも区分されています。このようなタイは韓国に次いで、性別再指定手術が一大産業となっています。まだ、パスポートに第3の性とか、Xとか記載するといような変化は起きていませんが、保健の教科書では、多様な性について詳述されています。いずれにしろ、タイのCSEは、ユネスコのガイダンスなど国際的な流れに沿って、作られ、教科書などもこの線で、作られようとしていることが注目されます。



Path2health Foundation で右端は通訳の日高さん。ナコン先生のワークショップと教材。



注

- 1) 橋本紀子「3章 タイにおける性教育と関連教科書の分析」『国際水準に基づく教科書・教員養成課程の分析および性教育プログラム開発に関する研究』日本学術振興会科学研究費研究成果報告書、PP.167～189、2016～2018年度、基盤研究B 課題番号16H03768 研究代表者池谷壽夫、2019年3月参照。
- 2) タイ調査は2018年2月下旬から3月初めにかけて実施された。その中で、マヒドン大学の性教育研究者との交流とともに、公立男子高校で37年間、性教育を実践してきた性教育のエキスパート、ナコン・サンティヨーテン先生のワークショップへの参加とインタビューを行った。詳しくは1)を参照。
- 3) "Review of Comprehensive Sexuality Education in Thailand" Ministry of Education, unicef. Table 1, P.3, 2016.